

議案第22号

世田谷区立学校給食調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和2年3月10日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

令和2年4月1日付組織改正等に伴い、世田谷区立学校給食調理場設置条例施行規則の一部を改正する必要があるため、本件議案を提出する。



世田谷区立学校給食調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立学校給食調理場設置条例施行規則（昭和46年4月世田谷区教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和46年4月世田谷区条例第13号」を「昭和46年3月世田谷区条例第13号」に改める。

第2条第1項中「ならしめる」を「に行う」に改める。

第3条第8号中「教育次長」を「教育総務部長」に改める。

第5条第4項中「会長事故あるときはその」を「会長に事故があるときは、その」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条第1項及び第5条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。



世田谷区立学校給食調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区立学校給食調理場設置条例施行規則 昭和46年4月21日世教委規則第2号</p> <p>改正</p> <p>昭和49年4月1日世教委規則第3号 昭和53年3月30日世教委規則第1号 昭和55年4月1日世教委規則第2号 昭和58年7月1日世教委規則第6号 平成4年3月25日世教委規則第5号 平成5年3月25日世教委規則第2号 平成9年3月27日世教委規則第3号 平成10年3月31日世教委規則第4号 平成17年3月25日世教委規則第8号 平成19年3月23日世教委規則第2号</p> <p>世田谷区立学校給食調理場設置条例施行規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、世田谷区立学校給食調理場設置条例（昭和46年3月世田谷区条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、世田谷区立学校給食調理場（以下「調理場」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(運営審議会)</p> <p>第2条 調理場の運営（区立中学校の学校給食の実施に係るものに限る。以下同じ。）を適正かつ円滑に行うため、世田谷区立学校給食調理場運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会は、調理場の運営に関する重要な事項について協議する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会の委員は17名以内とし、次に掲げる者を世田谷区教育</p>	<p>○世田谷区立学校給食調理場設置条例施行規則 昭和46年4月21日世教委規則第2号</p> <p>改正</p> <p>昭和49年4月1日世教委規則第3号 昭和53年3月30日世教委規則第1号 昭和55年4月1日世教委規則第2号 昭和58年7月1日世教委規則第6号 平成4年3月25日世教委規則第5号 平成5年3月25日世教委規則第2号 平成9年3月27日世教委規則第3号 平成10年3月31日世教委規則第4号 平成17年3月25日世教委規則第8号 平成19年3月23日世教委規則第2号</p> <p>世田谷区立学校給食調理場設置条例施行規則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、世田谷区立学校給食調理場設置条例（昭和46年4月世田谷区条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、世田谷区立学校給食調理場（以下「調理場」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(運営審議会)</p> <p>第2条 調理場の運営（区立中学校の学校給食の実施に係るものに限る。以下同じ。）を適正かつ円滑に行うため、世田谷区立学校給食調理場運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会は、調理場の運営に関する重要な事項について協議する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会の委員は17名以内とし、次に掲げる者を世田谷区教育</p>

改正後

委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 世田谷区医師会代表 1名
 - (2) 玉川医師会代表 1名
 - (3) 学識経験者等 若干名
 - (4) 区立中学校PTA代表 1名
 - (5) 区立中学校長代表 1名
 - (6) 区立中学校給食主任代表 1名
 - (7) 世田谷保健所長
 - (8) 教育総務部長
 - (9) 学校健康推進課長
- (任期)

第4条 前条第1号から第6号までに掲げる委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 審議会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長 1名
- 2 役員は、委員の互選とし、その任期は1年とする。
- 3 会長は、審議会を代表して会議を主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことではできない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長

改正前

委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 世田谷区医師会代表 1名
 - (2) 玉川医師会代表 1名
 - (3) 学識経験者等 若干名
 - (4) 区立中学校PTA代表 1名
 - (5) 区立中学校長代表 1名
 - (6) 区立中学校給食主任代表 1名
 - (7) 世田谷保健所長
 - (8) 教育次長
 - (9) 学校健康推進課長
- (任期)

第4条 前条第1号から第6号までに掲げる委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 審議会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長 1名
- 2 役員は、委員の互選とし、その任期は1年とする。
- 3 会長は、審議会を代表して会議を主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことではできない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長

改正後

改正前

の決すところによる。
 (専門委員会及び連絡会)
 第7条 区立中学校の学校給食の実施に係る条例第3条の業務を適正かつ円滑に遂行するため、区立中学校の学校給食を実施する調理場に次に掲げる専門委員会を設ける。
 (1) 給食物資購入委員会
 (2) 給食献立作成委員会
 2 区立小学校の学校給食の実施に係る条例第3条の業務を適正かつ円滑に遂行するため、区立小学校の学校給食を実施する調理場に次に掲げる連絡会を設ける。
 (1) 給食連絡会
 (2) 給食献立説明連絡会
 3 専門委員会及び連絡会に関することは、別に要綱で定める。
 (委任)
 第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。
 付 則
 この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。
 付 則 (昭和49年4月1日世教委規則第3号)
 この規則は、公布の日から施行する。
 付 則 (昭和53年3月30日世教委規則第1号)
 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。
 付 則 (昭和55年4月1日世教委規則第2号)
 この規則は、公布の日から施行する。
 付 則 (昭和58年7月1日世教委規則第6号)
 この規則は、公布の日から施行する。
 附 則 (平成4年3月25日世教委規則第5号)
 この規則は、平成4年4月1日から施行する。
 附 則 (平成5年3月25日世教委規則第2号)

の決すところによる。
 (専門委員会及び連絡会)
 第7条 区立中学校の学校給食の実施に係る条例第3条の業務を適正かつ円滑に遂行するため、区立中学校の学校給食を実施する調理場に次に掲げる専門委員会を設ける。
 (1) 給食物資購入委員会
 (2) 給食献立作成委員会
 2 区立小学校の学校給食の実施に係る条例第3条の業務を適正かつ円滑に遂行するため、区立小学校の学校給食を実施する調理場に次に掲げる連絡会を設ける。
 (1) 給食連絡会
 (2) 給食献立説明連絡会
 3 専門委員会及び連絡会に関することは、別に要綱で定める。
 (委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。
 付 則
 この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。
 付 則 (昭和49年4月1日世教委規則第3号)
 この規則は、公布の日から施行する。
 付 則 (昭和53年3月30日世教委規則第1号)
 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。
 付 則 (昭和55年4月1日世教委規則第2号)
 この規則は、公布の日から施行する。
 付 則 (昭和58年7月1日世教委規則第6号)
 この規則は、公布の日から施行する。
 附 則 (平成4年3月25日世教委規則第5号)
 この規則は、平成4年4月1日から施行する。
 附 則 (平成5年3月25日世教委規則第2号)

改正後	改正前
<p>この規則は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成9年3月27日世教委規則第3号)</p> <p>この規則は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成10年3月31日世教委規則第4号)</p> <p>この規則は、平成10年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成17年3月25日世教委規則第8号)</p> <p>この規則は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成19年3月23日世教委規則第2号)</p> <p>この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (令和2年3月10日世教委規則第 号)</p> <p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条第1項及び第5条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>この規則は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成9年3月27日世教委規則第3号)</p> <p>この規則は、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成10年3月31日世教委規則第4号)</p> <p>この規則は、平成10年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成17年3月25日世教委規則第8号)</p> <p>この規則は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成19年3月23日世教委規則第2号)</p> <p>この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p>